

# 第 15 回 佐用町議会(臨時)会議録 (第 1 日)

平成 19 年 8 月 24 日 ( 金 曜 日 )

出席議員 ( 21 名)	1 番	石 堂 基	2 番	新 田 俊 一
	3 番	片 山 武 憲	4 番	岡 本 義 次
	5 番	笹 田 鈴 香	6 番	金 谷 英 志
	7 番	松 尾 文 雄	8 番	井 上 洋 文
	9 番	敏 森 正 勝	10 番	高 木 照 雄
	11 番	山 本 幹 雄	12 番	大 下 吉 三 郎
	13 番	岡 本 安 夫	14 番	矢 内 作 夫
	15 番	石 黒 永 剛		
	17 番	山 田 弘 治	18 番	平 岡 き ぬ 糸
	19 番	森 本 和 生	20 番	吉 井 秀 美
	21 番	鍋 島 裕 文	22 番	西 岡 正
欠席議員 ( 名)				
遅刻議員 ( 名)				
早退議員 ( 名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一 良	事務副局長	谷村 忠 則
説明のため出席 した者の職氏名 (5名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	小 河 正 文
	南 光 支 所 長	森 崎 文 和		
欠 席 者 ( 名 )				
遅 刻 者 ( 名 )				
早 退 者 ( 名 )				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

---

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 会議録署名議員の指名  
日程第 2 . 会期決定の件  
日程第 3 . 行政報告  
日程第 4 . 議案第 81 号 工事請負契約の締結について（南光支所庁舎建設）
- 

午前 10 時 00 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。少し時間が早いんですが、全員お揃いでございます。

ただ今から、第 15 回佐用町議会臨時会開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第 15 回佐用町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりお揃いでご参集賜り、誠にご苦労さまでございます。

また 21 日から 3 日に亘りまして議会の研修を行ったわけですが、大変ハードなスケジュールであったんですが、お疲れになった事と思いますが、大変実り多き研修であったと、そのように議長として、思っております。深く感謝を申し上げます。

さて、今期臨時会に付議される案件は、南光支所庁舎建設にかかる工事請負契約の締結についての案件が提出されております。

何卒、議員各位にはご精励を賜り、これら案件につきまして慎重なるご審議を賜り適切妥当なる結論が得られますよう、お願いし開会のごあいさつといたします。

---

議長（西岡 正君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 15 回佐用町議会臨時会を開会いたします。なお今期臨時会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めたものは、町長、副町長、総務課長、財政課長、南光支所長であります。

これより、本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

---

### 日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（西岡 正君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定によりまして議長より指名をいたします。21 番、鍋島裕文君。1 番、石堂 基君。

以上の両君をお願いいたします。

---

### 日程第 2 . 会期決定の件

議長（西岡 正君） 日程第 2 に入ります。

会期決定を議題といたします。

お諮りします。今期臨時議会の会期は本日 8 月 24 日の 1 日限りとしたいと思いますが、

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。  
よって、今期定例会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

---

日程第 3 . 議案第 81 号、工事請負契約の締結について

議長（西岡 正君） 日程第 3 に入ります。  
なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は、予定案件として前もって配付しております。ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。  
議案第 81 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。  
昨日の三日月の地蔵盆で、この 8 月、お盆のいろんな行事も終わりました。最近ちょっと天気が不安定になっておりまして、夕立が来て、一昨日はかなり大きな落雷が各所で起こっております。  
今日は、非常にまあ、天気も少し安定してきましたけども、南光のセンターひまわりの方がですね、落雷によりまして、かなり電気の方に被害がありまして、1 日使えなかったというような事で、今未だ完全には復旧しておりませんが、そういう事で、落雷もありましたけども、ようやく 8 月も、そろそろ、こうして終わりになって参りました。  
先日は、21 日から議長お話のように、議員の研修という事で、私と担当職員も同行させていただきまして、3 日間、それぞれ毎日、内容のあるいい研修を、視察をさせていただきました。本当に、3 日間という、長く、期間も長いですし、毎日が非常にスケジュール的にも一杯のスケジュールでの研修でお疲れになったと思いますけれども、そういう中、早速、今日は臨時議会をお願いいたしまして、集まさせていただきました。本当にご苦労様でございます。

それでは、今日お願いいたします、議案の説明をさせていただきます。

ただ今、上程をいただきました、議案第 81 号、工事請負契約の締結につきまして、提案のご説明をさせていただきます。

平成 18 年度繰越予算で本年度建設を予定しております南光支所庁舎建設工事につきまして、先般 8 月 10 日町役場第 2 庁舎において、12 社によって指名競争入札に付した結果、1 億 3,083 万円消費税込みで、佐用郡佐用町上三河 175 番地、株式会社春名建設、代表取締役、春名博喜氏に落札決定をいたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 項及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例第 2 条の規定に基づき、議

会の議決をお願いするものでございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げ説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 20 番、吉井です。

私は、今回の件につきまして、町内業者以外の 6 社の選定の理由。指名の理由をお尋ねしたいのが 1 点。それから、失格が出ております。1 億 2,460 万で、春名建設が落札しておりますけれども、1 億 2,000 万で入札した神名工務店が失格しておりますが、最低価格について、公表はできませんか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 先般も入札前にですね、皆さんに説明をさせていただきましたように、今回は、町内業者の指名と規模からしてですね、やはり参加業者の数が 10 社以上は必要であろうという観点から、これまでの町内のいろんな工事に経験のある、そういう近隣の、それに資格に合ったですね、業者選定をさせております。これは、指名委員会の方でよく審査をして、指名をさせていただいたところでございます。

それから、最低制限価格につきましては、公表はいたしておりません。しかし、まあ、これは、やはり工事の内容によりましてですね、私の方で十分に設計書を見て、これ以上では、十分な、この内容、品質が確保できないだろうという事で、私が算定をして、最低制限価格を決定をいたしてありますので、その中での、制限価格内での最低が春名建設であったという事でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 最低制限価格の公表については、事後に公表するのは問題がないと思うんですけれども、その点いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 最低制限価格につきましては、これまでも、公表はしないという事で、させていただきます。問題有る無しという事ではなくて、一応規定として公表しないという事での形でやらさせていただいておりますので、今回も公表はいたしません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 先ほどの吉井議員と同じ内容の質問が1つ、最低価格を公表する事については、規定で公表しないという事を明言されているんですが、今回の入札結果からすると、その最低価格の率が、建築物として町長が判断したとおっしゃいますけれど、適正なのかどうかという点を、今一度、お伺いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） この最低制限価格というのは、当然入札前に決める事です。適正かどうか、この件につきましては、執行者であります私の判断で、これまでの設計書の内容を見てですね、またこれまでの、大体入札を行ってきた経験。そういう物に基づき総合的に勘案して決定をいたしております。ですから、それは、当然その後からですね、その最低制限価格が適正であるとかどうかというような検証をするような内容のものでは、最低制限価格というのではないだろうというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、平岡議員よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、工事内容について、確認を聞きたいと思います。ちょっと喉を痛めてます。ちょっと聞きにくいと思いますが、よろしく願います。

まず、南光支所建設、それと周辺一帯整備事業という形で入札が行われたというふうにお聞きしました。

それで、伺いたいのは、その中の1であります、公用車の車庫新築ですね、建設、これが含まれていないという事があります。そこで伺いたいのは、では、何故含まれていないのか。当然一緒に一帯整備とするんだったら、消防車車庫も入ってますし、公用車車庫も入れるべきじゃないかというふうにも考えられるわけで、公用車車庫が、この本請負契約に入っていない理由について伺います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、最初からですね、この建設につきましては、合併補助金という物をいただいて、昨年申請をして、その額、合併補助金の額が決定をいたしております。そういう事で、予算も昨年度予算をして、実際には、今年度それから実際に設計を行って、

その設計に基づく設計額というものが出来たわけですから、ある程度設計の基本設計を行ってですね、予算、大体の予算を算定をして、予算化したものであればですね、大体その予算内での設計が可能なんですけれども、今回、そういう手順が、予算を先に決定をいたしております。その枠内ですね、できるだけ全ての工事をしたいという事での努力はしておりますけれども、やはり、実際に周辺整備まで含めて、行っていきますと、庁舎建設の内容についても、それぞれ職員等も一緒になって、こういう物が最低は欲しいと、こういう施設が必要だと、内容が必要だという事で、希望も取りいれてですね、設計をいたしますと、どうしても、予算内に設計額をくくる事ができなかったという事です。ですから、その一応、後からでも別途発注が、まずある程度可能な、そういう内容での工事を別扱いにさせていただいて、設計額を、いや、設計書の設計金額を予算額に、まずあわせた、内に合わせさせていただいたという事でございます。ただ、まあ、今回こうして入札によりまして、相当、低額で落札がされましたので、当然、その当然いただいた補助金内の中での整備という事が、十分に可能になってまいりましたから、元々設計には、設計はしておりますから、最初から、その車庫についてもですね、その設計に基づいて、またこの、落札率に基づいて、追加契約を、発注をさせていただきたいというふうに考えております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それで確認したいのはね、確かに職員の意見なんか入れて、設計後いろいろ変更していく事になれば、余分に予算がかかるという点も分かるんですよ。ただ、その支所と建設と解体工事、つぶす工事ね。それから消防自動車車庫それから後の整地ですわね。これらは一体の物として、最初からプロポーザルあったし魚崎設計事務所も、それぞれ設計した。設計されたちゅう事だから、恐らく公用車車庫も設計されとんでしょ。設計されててね、この合併支援金のお金というのは、1億 6,000 万です。予算的にはね、で、今回予定価格が1億 4,000 万という事は、予定価格1億 4,400 万。2,000 万程のね、1億 6,000 万から余裕があるわけで、2,000 万以内に、その公用車の車庫の建設予算が入らないのかという事言えば、それは、そんな事ないだろうという事になるわけでね、何か、その当りで、今、町長の説明が矛盾しているなと思うのは、予算的に公用車車庫を、最初の入札に入れなかったという事だけでも、予算的には、入れたんじゃないか。もっと他の理由があったんじゃないかというふうに考えざるを得ないんですけれども。まあ、確認しましょう。1億 4,400 万円が今回の予定価格です。これに公用車車庫を入れたとしたら、当初予算の1億 6,000 万充分に入るんじゃないですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 設計書はですね、当然予算内での設計書額という物の中で、設計をする。予算額の中で設計をするわけですから。だから100パーセントにすれば、当然1億 4,400 万にしました。なります。それに消費税が入ってもですね、その予算額1億 6,000 万内になるわけです。しかし、その設計からですね、今の工事内容を見て、町としても、できるだけ、できる範囲内では、やっぱり適正な現在の実勢価格を見た、また業者の努力も勘案した金額というものを予定金額として、考えるわけです。それは、だから予算額、設計書から何パーセントで予定価格を決めるか、これも私の方の予定価格調書の中で、設計がで

きてから、入札前に決める事です。だから、入札段階においては、設計書があがってくる段階では、予算内での設計書をつくらなきゃいけないという事なんですね。予定価格をいくらに、例えば1億6,000万以上の設計をつくってにおいて、予定価格を予算内にあわせたらいいというやり方は、これは間違っております。結果的に、そういう予算内でのものができたというだけです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、設計もできてるという事ですから、公用車車庫の、これ入札をするんですね。新たに、分割発注で、入札されるかどうか伺います。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これは、当初から、全体の整備の中に組み入れて設計も、既にできております。ですから、この入札率をもって、変更契約を行うという事でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。ああ、もう1回だけ。

21 番（鍋島裕文君） それで、その入札率で、春名建設だという事でありまして、それで、先ほどの、この開札結果からの問題点、もう一度確認したいんですが、吉井議員も平岡議員も言われたように、12社の内、春名建設が落札率86.5パーセント。で、その下に失格となった神名工務店が予定価格に対する割合、これ落札率は言いませんわね。失格ですから、予定価格に対する割合が、83.3パーセントであったという事です。それから見るならば、間違いのないのは、今度の最低制限価格というのは、予定価格に対して、83.3パーセントより大きく86.5パーセントを含むこれ以下という事になるのは、明白ですね。それで確認したいのは、こういうシビアなね、開札結果が出た場合に、これは妥当な適正な入札かどうかという判断をする場合、議会としては、最低制限価格が、事後公表されないと、きちっとした審査はできないんじゃないかと思うんです。例えば、仮にですよ、春名建設86.5パーセントが最低制限価格そのものだとします。ピタリ1円も狂わずにね、そういう事になれば、議会としては、何で、こんな数字になるんだという事で、きちっと詰めていく、これは当然この開札結果に対する議会のチェックのあり方だというふう思うんですけども、そういう事からしたら、最低制限価格を公表されて、きちっと議会にチェックを仰ぐという形で、町長やっていただきたい。この問題では、今後の検討も含めてね、こういう事になりますので、ありますので、いい材料として検討していただきたいというのが、1点。それから、最低制限価格を公表できないのだったら、伺います。春名建設の86.5パーセントというのは、ピタリ最低制限価格であるのかどうか、イエスかノーですね、これの答弁いただきます。

議長（西岡 正君） はい、町長。



町長（庵逄典章君） 入札ですから、それが最低制限価格でどれくらいになるかっていう事は、それは結果論です。ですから、今言われるように、ピッタリになるのか、まだまだ大きな差が出て来るかという事、これは、結果がそうであったというだけの事だと思います。はっきり言うて、今回は、最低失格者と落札に決定した業者との差は、460万程の差がございます。で、最低制限、落札、失格者につきましては、その200万以上の、未だ差があったという事です。それだけは、お話をさせていただきます。ですから落札者との差も、いたしてはございません。当然。

〔鍋島君「ぴたりやないん、ぴたりやないんやな」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） うん、そんな感じ。

21番（鍋島裕文君） はいはい、分かりました。ピッタリかどうかだけ聞きよんや。

議長（西岡 正君） はい、他に、ございませんか。  
ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。  
これより本案について、討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。  
これより本案について、採決に入ります。  
議案第81号、工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西岡 正君） 以上で本日の日程は終了いたしました。  
お諮りします。  
今期臨時会に付議された案件は、終了いたしましたので、閉会をいたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、第15回佐用町議会臨時会を、これをもって閉会といたします。

---

午前10時21分 閉会

---